

## 基本的人権の再定義

黒田インターナショナル

黒田 毅

基本的人権は、人間としての基本的生活の保障を有することであり、特定犯罪者集団においても、国民としての権利と人権の搾取は、本来個人が有する基本的権利として定義できる。

これらは最高裁判所の裁定とともに、政治が国民への基本的生活の保障を法律化することができる。

またベーシックインカムなどは、基本的生活の保障を政治が決定することができる。

また死刑制度においても、生命の搾取の権利を国家が有するのかわれ、刑務所が、公正の手段として自己を有することは、過去における人権の無視や非人道性という現実から、新しい人道社会への転換を可能とする。

これらは現状の次世代社会への転換とともに、政治が明確な合意とプレゼンスにおいて、社会転換と新しい社会の建設を実現できること証明である。

これらの優れたところは、全ての国民が基本的生活を共有することであり、財政の健全化とともに、新しい税制への移行は、新しい国家システムの構築を実現できる。

これらは次世代転換と新しい社会システムへの移行において、新しい政治環境を要求する。これらは政治が優れた学術性を基盤として、自己を求められ、人材と組織の整備を再度要求される。内閣は、行政権を最大限行使することをその組織と連携し求められ、自民党の政調会議は、それに答えることはできないため、ワシントン DC における政治環境を参考に、自己整備を要求される。

霞ヶ関が、施策の作成と、計画の策定において、その組織転換を求められ、内閣府が、新しい効率的自己を必要とし、首相補佐官などの職務における要求がはるかに拡大するため、新しい政治環境の作成は、現実の完全な転換をその効率的な組織構築への転換を求められる。